

1

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場 屋外キュービクル一式借入

2 契約の相手方

株式会社電自社

3 随意契約理由

本件は、冷蔵庫棟解体によって電源供給元を失った既設製氷機設備に対し、新設製氷機設備が完成・運用開始されるまでの間、高圧引込盤・低圧配電盤で構成される仮設電源設備（屋外キュービクル）の借入を行うものである。

現在、既設製氷機設備の仮設電源設備も平成30年3月末までの借入契約を行っている。しかし、新設製氷機設備の完成・運用開始が平成30年度7月末であるため、それに伴って仮設電源設備も平成30年4月以降の借入が必要である。

平成30年4月以降、新たな相手先と契約した場合、現在借用中の仮設電源設備の撤去、新しい仮設電源設備の搬入・設置、配線工事等の各種工事が必要となるうえ、停電期間が長期に発生する。したがって、現在借入契約を行っている(株)電自社と平成30年4月以降も借入契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7966）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場東棟エレベーター修繕

2 契約の相手方

フジテック株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、中央卸売市場本場東棟に設置しているエレベーターの部品の取替を行うものである。

本修繕対象エレベーターは、フジテック株式会社が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に、純正部品が必要であり、専門技術及び知識が不可欠である。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのはフジテック株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7966）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場東棟B塵芥処理室その他電動重量シャッター修繕

2 契約の相手方

三和シャッター工業株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、中央卸売市場本場内に設置している電動重量シャッターが作動不具合を起こしているため修繕を行うものである。また、部品の劣化もあるため部品交換・調整を行うものである。

本修繕対象シャッターは、三和シャッター工業株式会社が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製作会社独自の規格を熟知していると共に、純正部品と専門技術及び知識が必要であり、純正部品は同社でのみ調達することができる。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該シャッターの構造を熟知している三和シャッター工業株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7965）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場集中自動検針装置修繕

2 契約の相手方

東光東芝メーターシステムズ株式会社

3 随意契約理由

本修繕は市場運営に支障をきたさない様、市場施設使用者の維持料調定の基本データを管理している電気及び水道料金の検針システムの伝送制御装置の交換・調整を行うものである。

本修繕の施行にあたっては製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要で、ハード及びソフトについて製造業者の技術情報も不可欠であり、その技術情報は当該設備の製造者である株式会社東芝のみが有している。

また本修繕で施行する部分は、既設部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施行させた場合、既存部分の使用等に関してトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

なお(株)東芝は、計器事業全般を同社の系列会社である東光東芝メーターシステムズ株式会社に移管しているため、本修繕が施行可能な業者は、東光東芝メーターシステムズ株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7966）